

【がん性疼痛緩和指導管理料】

①医師ががん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投与しているがん患者に対して、WHO方式のがん性疼痛治療法に従って、副作用対策等を含めた計画的な治療管理を継続して行い、療養上必要な指導を行った場合に、月1会に限り、当該薬剤に関する指導を行い、当該薬剤を処方した日に算定する。

②がん性疼痛緩和指導管理料は緩和ケアの経験を有する医師（緩和ケアに係る研修を受けた者に限る）が当該指導管理を行った場合に算定する。

③がん性疼痛緩和指導管理料を算定する場合には、麻薬の処方前の疼痛の程度（疼痛の強さ、部位、性状、頻度等）、麻薬の処方後の効果判定、副作用の有無、治療計画及び指導内容の要点を診療録に記載する。